

「職員の給与等に関する報告及び勧告」に当たって

委員長談話(令和2年10月23日)

- 1 本日、京都市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本年の民間給与の実態調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせたうえで、2回に分けて実施することとし、特別給等に関する調査を先行して実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動にも大変な影響が生じている状況にもかかわらず、調査の完了率は高いものとなりました。調査に対して、御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

- 2 今回の勧告では、本市職員の特別給と市内民間事業所の特別給とを比較したところ、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、市内民間事業所における支給月数を上回っていたため、民間の支給状況との均衡の観点から、0.05月分引き下げ、年間4.45月分とするよう勧告を行いました。なお、月例給及び人事管理に関する課題等については、引き続き検討を行ったうえで、改めて必要な報告及び勧告を行うことを予定しています。

- 3 人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、職員の適正な給与等の勤務条件を確保しようとするものです。

市民の皆様におかれましては、本委員会が行う報告・勧告制度の趣旨と、本市職員が市民生活を支えるため日々職務に精励していることについて、深い御理解を賜るようお願いいたします。